1. 当事務及び事業に関する基	基本情報			
I	I 国民に対して提供する	らサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき	措置	
	1 政策的意義の高い	*都市再生等の推進		
	(1)都市政策」	上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策			当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	都市再生機構法第 11 条第1項第1号から第5号まで及び第9
				号並びに附則第 12 条第 1 項第 6 号等
当該項目の重要度 難易度(反	日難度)	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	

### 2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) R 2年度 R 4 年度 R 5年度 R 2年度 指標等 達成目標 基準値 R 1 年度 R3年度 R 1 年度 R 4 年度 R 5 年度 R3年度 (前中期目標 期間最終年度 値等) コーディネート及び事 業の実施地区数 330 地区 237 地区 262 地区 260 地区 252 地区 予算額(百万円) 122, 463 133, 795 99, 907 69, 348 (計画値) コーディネート及び事 業の実施地区数 259 地区 273 地区 267 地区 264 地区 決算額(百万円) 112, 424 101,046 70, 383 76,643 (実績値) 104% 103% 105% 経常費用 (百万円) 達成率 109% 171, 372 122, 341 98,801 61, 582 都市再生事業等に係る 民間建設投資誘発効果 1.8 兆円 1.4 兆円 1.6 兆円 1.3 兆円 1.4 兆円 経常利益(百万円) 7,835 47, 270 6, 284 7, 154 (計画値) 都市再生事業等に係る 建設投資誘発効果 1.6 兆円 1.6 兆円 1.3 兆円 1.6 兆円 行政コスト(百万円) 171, 496 122,638 98, 939 61,779 (実績値) 達成率 114% 100% 100% 114% 従事人員数(人) 752 773 782 785 都市再生事業等に係る 経済波及効果 3.6 兆円 2.8 兆円 3.1 兆円 2.6 兆円 2.8 兆円 (計画値) 都市再生事業等に係る 経済波及効果 3.2 兆円 3.1 兆円 3.1 兆円 2.6 兆円 (実績値) 達成率 111% 100% 100% 114%

注) 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務力	て臣による評価
	(大きな中でス		業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価
Ⅲ 国民に対して提供するサービス	I 国民に対して提供するサービス	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>I-1-(1)	評定	評定
その他の業務の質の向上に関する事	その他の業務の質の向上に関する	・ コーディネート及び事業の実施地	<主な定量的な指標>	評定: B		
項	目標を達成するためとるべき措置	区数	・コーディネート及び事業の実施			
1. 政策的意義の高い都市再生等の	1 政策的意義の高い都市再生等の	330 地区	地区数	<評価の概要>		
推進	推進	・ 将来にわたる民間建築投資誘発効	(令和4年度末時点) 264 地区	第4期中期目標期間においては、		
(1)都市政策上の課題解決に資す	(1)都市政策上の課題解決に資す	果、経済波及効果	(令和5年度末時点見込)330地	我が国の都市政策上の重要課題へ		
る都市再生の推進	る都市再生の推進	民間建築投資誘発効果	区	対応するため、公的機関ならではの		
人口減少・少子高齢化、グローバ	都市再生の推進に当たっては、都	1 兆 8,000 億円規模	・ 将来にわたる民間建築投資誘発	機構の公平中立性、専門性、事業経		
ルな都市間競争の激化、東京一極集	市の国際競争力と魅力を高める都市	経済波及効果	効果、経済波及効果	験に基づくノウハウや人材面での		
中、都市のスポンジ化の進展、施設・	の再生、地域経済の活性化とコンパ	3 兆 6,000 億円規模	【民間建築投資誘発効果】	強みを最大限発揮し、第4期中期目		
インフラの老朽化、ICT等技術革	クトシティの実現を図る地方都市等		(令和4年度末時点)	標における重要度及び難易度(困難		
新の進展、空き家・空き地の増加等	の再生、防災性向上による安全・安心	<その他の指標>	1 兆 6,000 億円規模	度)「高」の当該目標について、計画		
の経済社会情勢が変化しており、こ	なまちづくりが必要である。その際	・地方都市等における支援地方公共	(令和5年度末時点見込)	値と同水準の330地区でコーディネ		
れらの情勢の変化に対応した都市機	多数の関係者間の意見調整や利害調	団体数(人事交流による人的支援	2兆円規模	ート及び事業を実施する見込みで		
能の高度化及び都市の居住環境の向	整の困難性、公共施設整備と民間の	を含む)	【経済波及効果】	ある。また、各地区の着実な事業等		
上を図り、併せて都市の防災に関す	都市開発事業とのスケジュールのミ	・防災性向上による安全・安心なま	(令和4年度末時点)	の推進により、計画値を上回る民間		
る機能を確保することが必要であ	スマッチ、初動期の資金確保の困難	ちづくりにおける支援地方公共団	3 兆 2,000 億円規模	建築投資誘発効果2兆円規模、経済		
る。	性、用地先行取得等に関する民間事	体数(人事交流による人的支援を	(令和5年度末時点見込)	波及効果3兆9,000億円規模の実績		
都市再生に当たっては、民間の資	業者の負担能力を超えたリスク、多	含む)	3 兆 9,000 億円規模	をあげる見込みである。		
金やノウハウを最大限引き出し、そ	様なニーズに対応するまちづくりに			また、地域経済の活性化とコンパ		
れを都市に振り向け、新たな需要を	係る地方公共団体のノウハウ・人材	<評価の視点>	<その他の指標>	クトシティの実現を図るため、国や		
喚起することが求められている一方	等が十分でないこと等が都市再生を	・機構の公共性、中立性、ノウハウを	・地方都市等における支援地方公共	地方公共団体等と緊密に連携する		
で、多数の関係者間の意見調整等が	推進する上での隘路となっている。	生かした、コーディネートの実施	団体数(人事交流による人的支援	ことで関係構築を進め、全国の地方		
難しいことや、権利関係が複雑で調	このため、地域の政策課題を踏ま	や、民間事業者・地方公共団体等と	を含む)	公共団体に対応できるように体制		
整が難しいこと等の課題があり、地	えた広域的な視点や公的機関として	のパートナーシップの下、政策的	(令和4年度末時点)	等を整備・強化等し、各地方公共団		
方公共団体や民間事業者のみでは都	の中長期的な視点を持って、機構の	意義の高い事業を実施することに	128 地方公共団体	体の進めるまちづくりに丁寧かつ		
市再生を進めることに困難な状況が	公共性、中立性、ノウハウを活かし、	より、民間投資を誘発し、都市再生	(令和5年度末時点見込)	的確に対応した。		
見られる。	基本構想の立案から事業計画の策	の推進を図ったか。	129 地方公共団体	都市災害対策として防災性向上		
このため、機構は、こうした状況	定、関係者間の段階的な合意形成等	・都市の国際競争力の強化と都市の	・防災性向上による安全・安心なま	や減災対策等を図るため、密集市街		
を踏まえ、都市再生を的確に推進す	のコーディネートの実施や、民間事	魅力の向上を図るため、大都市等	ちづくりにおける支援地方公共	地では地方公共団体等との適切な		
るため、機構の公共性、中立性、ノウ	業者・地方公共団体等とのパートナ	においては、都市の魅力の向上に	団体数(人事交流による人的支援	連携・役割分担のもと、整備改善・		
ハウを活かしたコーディネートを実	ーシップの下、政策的意義の高い事	資するプロジェクトに積極的に関	を含む)	不燃化促進するとともに、南海トラ		
施するとともに、民間事業者、地方	業を実施することにより、民間投資	与し、民間事業者等との多様な連	(令和4年度末時点)	フ地震等による津波被害を想定し		
公共団体等とのパートナーシップの	を誘発し、都市再生の推進を図る。	携の下、コーディネート及び都市	48 地方公共団体	た事前防災まちづくりの推進につ		
下、民間事業者との共同出資による	なお、事業等の実施に当たっては、	再生事業を実施したか。	(令和5年度末時点見込)	いても支援した。		
開発型SPCの組成等多様な民間連	環境負荷の低減や自然との共生、近	・地域経済の活性化とコンパクトシ	50 地方公共団体	政策的意義の高い都市再生等の		
携手法を活用し、政策的意義の高い	未来技術の社会実装について十分配	ティの実現を図るため、地方公共		推進にあたっては、大都市における		
事業を実施することにより、民間投	慮するとともに、地区の実情に応じ	団体とのパートナーシップの下、		   競争力を強化する交通インフラの		

資を誘発し、都市再生の先導的な役」た多様な事業等手法を活用する。ま 割を果たすこと。

た、地域の多様な主体が参画・連携す るまちづくりの仕組み・組織である 地域プラットフォームの形成や共同 出資による開発型SPCの活用等に より民間事業者等との連携を図る。 さらに、大規模開発や高度利用によ らない個性や界隈性を活かした長期 的なエリア再生、公的不動産の活用 や公共公益施設再編によるまちづく り、エリアマネジメント等による持 続可能なまちづくりを推進する。

併せて、持続的に政策的意義の高 い都市再生を推進するに当たり、機 構が負担する土地の長期保有等の事 業リスクに見合った適正な収益を確 保し、収益の安定化を図る。

る都市の再生

グローバルな都市間競争が激化す ある。

業を実施すること。

① 都市の国際競争力と魅力を高め ○ 都市の国際競争力と魅力を高め る都市の再生

国際的な都市間競争の激化に対応 るなか、資金、人材、技術等が集積 し、都市の国際競争力の強化と都市 し、我が国の経済活動等の中核とししの魅力の向上を図るため、大都市等 ての役割を果たす大都市等において においては、国際都市に向けた環境 は、我が国経済を牽引することが期 | 整備、競争力を強化する交通インフ 待される産業を育成し、また、グローラの整備や老朽化したインフラの対 ーバルな業務を展開する企業の拠点 | 策など、今後の我が国の経済基盤等 等の立地を促進するため、都市の国一の確立に必要不可欠な国家的プロジ 際競争力の強化及び都市の魅力を高しエクトや、土地利用の高度化、都市機 める都市再生を進めることが必要で一能の多様化、交通結節機能の強化、公 共空間の創出、都市景観の改善、良質 このため、機構は、大都市等にお な住宅供給の促進及び緑化の推進等 いて、都市の国際競争力の強化に必一による質の高い生活環境の確保な 要となる経済基盤の確立等に必要不しど、都市の魅力の向上に資するプロ 可欠な国家的プロジェクトや都市の┃ジェクトに積極的に関与し、民間事 魅力の向上に資するプロジェクトに│業者等との多様な連携の下、これら 積極的に関与し、これらの実現に向 | の実現に向けた基本構想の立案から けたコーディネート及び都市再生事 事業計画策定、関係者間の段階的な 合意形成等に係るコーディネート及 び都市再生事業を実施する。

> また、都市再生事業の実施に当た っては、市街地再開発事業、土地区画

観光・産業・子育で・福祉・環境等 地域の特性や資源を活かしなが ら、広域的な視点からまちづくり を推進したか。

・都市災害に対する脆弱性の克服、 自然災害が発生した場合における 被害の最小化及び都市機能の安定 的な継続性の確保を図るため、地 方公共団体等を支援し、都市の防 災性の向上や減災対策を推進した

> ① 都市の国際競争力と魅力を高 める都市の再生 める都市の再生

民間事業者等多様な主体との連 15 地域のうち 13 地域でコーディネ 携の下、各種制度を活用した事業を | ート及び事業を実施するなど、国家 実施した。また、国家的プロジェク┃的プロジェクトに積極的に関与し トや拠点駅周辺等において、長期的 | た。具体的には、未開のマーケット な視点を持って、コーディネート及 び事業を実施した。

具体事例は以下のとおり。

市) においては、国家的プロジェク 画整理事業・防災公園街区整備事 トとして、産学官連携の下、1期開 | 業)と民間事業者提案による公共空 発事業から多面的・連続的・継続的┃間の一体的整備・施設誘導を図るこ にエリアに関与し、事業・コーディ ネートを実施している。第4期中期 目標期間には、事業者への土地引渡 | 進している。また、近接しながら更 しを着実に実施することで民間事 業者による建築工事の着工や新駅 の開業に至ったほか、都心部に大規

整備や地方都市等における地域の 特性・資源を活かしたまちづくり、 安全・安心なまちづくりに当たって の都市災害に対する脆弱性の克服 等、複雑で多岐にわたる都市政策上 の課題がある。その中で機構は、そ れぞれの地区の課題や背景に応じ て、様々な立ち位置・役割でまちづ くりを実施・支援しており、機構が 関わることで、地方公共団体や民間 事業者だけでは成し得なかった大 規模な整備や新たな価値の創出、投 資の誘発、中長期的な視点を持った まちづくりを実現している。

<具体的な事例・評価>

① 都市の国際競争力と魅力を高

「特定都市再生緊急整備地域」全 開拓による地域の新たな魅力創出 や公平中立性を活かした、輻輳する 事業、属性の異なる権利者等の協議 調整等、民間事業者等との多様な連 携の下、都市の国際競争力の強化と 魅力の向上に大きく貢献した。

「うめきたエリア(大阪府大阪 「うめきたエリア (大阪府大阪 | 市)」においては、基盤整備 (土地区 とで、「みどり」空間と「イノベーシ ョン」の融合拠点の形成を着実に推 新が滞る芝田エリアにおいては、機 構保有地を活用して地域価値向上 に資する地域活動等を実施してい 模なみどり空間を創出する防災公 る。これらの施策を通じて、関西圏

<b>東田主米放っな任地市と</b> ガロレール	田の子書に苦てしよ		
整理事業等の各種制度を活用して進	園の工事に着手した。	の広域中枢拠点かつ業務・商業の一	
める。		大集積地にふさわしいまちづくり	
		の実現と更なるエリア価値の向上	
		に貢献している。	
	「東京駅前八重洲地区(東京都中		
	央区)」においては、全体完成時には		
	国内最大級の規模となる「バスター		
	ミナル東京八重洲」の整備を着実に	街地再開発事業にまたがる大規模	
	推進している。令和2年度にバスタ	なバスターミナルを整備している。	
	ーミナル運営事業者が公募により	各事業の事業主体やスケジュール	
	決定し、令和4年度に第1期エリア	が異なる中で、機構が参加組合員と	
	の開業を迎えた。	して参画し、段階的に各地区のバス	
		ターミナルを取得し、管理すること	
		で、3地区一体の整備・運営を実現	
		し、国際都市東京の玄関口にふさわ	
		しい交通結節機能の強化の実現に	
		寄与している。	
	「広島市基町相生通地区(広島県	「広島市基町相生通地区(広島県	
	広島市)」においては、市街地再開発	広島市)」においては、原爆ドーム周	
	事業の代表施行者として事業を推	辺の景観の改善や事業区域内に位	
	進し、第4期中期目標期間中に都市	置する変電所の機能を中断せずに	
	計画決定、施行認可に至った。	直接移転し更新するなど、まちの複	
		数課題を一体的に解消する事業ス	
		キームを提案・構築し、官民連携に	
		よる都心再生のリーディングプロ	
		ジェクトとして市街地再開発事業	
		を推進している。これらを通じて、	
		市の目指すまちづくりの実現に寄	
		与している。	
	「虎ノ門エリア(東京都港区)」に	「虎ノ門エリア(東京都港区)」に	
	おいては、エリアのまちづくりに多	おいては、まちづくりガイドライン	
	面的に関与してきた。機構が事業主	等の策定支援から事業・コーディネ	
	体となり整備を進めてきた虎ノ門	ートの実施、エリアマネジメント活	
	ヒルズ駅は、東京メトロ日比谷線が	動への参画まで、多面的・継続的な	
	全線開業して以来約 56 年ぶりの新	エリアへの関与により、まちの成長	
	駅として令和2年6月に開業した。	を促し、民間の活発な投資を誘導し	
	虎ノ門二丁目地区では施行者とし	ている。虎ノ門二丁目地区における	
	て市街地再開発事業を着実に推進	国際的ビジネス拠点に適した高水	
	し、病院棟の竣工と業務棟の建築工	準の医療・業務環境整備やエリアの	
	事着工に至っている。このほか、愛	交通基盤となる新駅の整備を実現	
	宕地区の施行認可や虎ノ門一丁目	することで、交通結節機能を強化	

周辺地域を含む地域全体の活力の 生

源泉である地方都市等においては、 要である。

②地域経済の活性化とコンパクトシ 2 地域経済の活性化とコンパクト ティの実現を図る地方都市等の再生 | シティの実現を図る地方都市等の再

地方公共団体による持続可能な都 地方公共団体による持続可能な都市 市経営を実現するため、地方公共団 経営を実現するため、地方公共団体 体等を支援し、地方都市や大都市圏 等を支援し、地域経済の活性化及び一の近郊都市においては、地域経済の 一定の人口密度を保ち都市機能を適|活性化及び一定の人口密度を保ち都 正に配置したコンパクトシティの実 市機能を適正に配置したコンパクト 現を図る都市再生を進めることが必しシティの実現に向けた都市構造の再 構築を推進する。

このため、機構は、地方都市等に その際、地域経済の活性化とコン おける現状を踏まえ、取組を一層強 パクトシティの実現を図るため、地 化・推進することとし、地方公共団 | 方公共団体とのパートナーシップの 体等と連携しつつ、各地域の持つ資 下、観光・産業・子育て・福祉・環境 源や特性を踏まえ、地域経済の活性 | 等地域の特性や資源を活かしなが 化とコンパクトシティの実現を図るしら、広域的な視点からまちづくりを

東地区の組合設立認可などの市街し、国際競争力を強化することに貢 地再開発事業のエリアマネジメン 献している。 ト活動にも参画している。

「四谷駅前地区(東京都新宿区)」 においては、市街地再開発事業の施 行者として、多数の商店街権利者を 含めた官民の多様な権利者との合 意形成、計画調整を行い、令和2年 竣工に至った。

「日本橋横山町・馬喰町問屋街地 区(東京都中央区) においては、中 央区や地元まちづくり会社からの 要請を受けて、地区内の遊休不動産 中で、古くから続く問屋街の特色や を取得し、長期的に保有・利活用す るほか、まちに魅力を感じる参画者 を招き入れるための情報発信やプ ログラムを実施している。

② 地域経済の活性化とコンパク トシティの実現を図る地方都市等 トシティの実現を図る地方都市等 の再生

地方公共団体とのパートナーシ ップの下、地方都市が抱える様々な「携することで関係構築を深め、コロ 課題の解決に向け、コーディネート 及び事業による地方公共団体の支 | 体からの要請に対応できるよう体 援を積極的に推進し、国土交通省の|制等を整備・強化等したことによ 「新しいまちづくりのモデル都市」 や「ウォーカブル推進都市」への支 援を実施した。

具体事例は以下のとおり。

「四谷駅前地区(東京都新宿区)」 においては、市街地再開発事業を通 じて、東京の中心に位置する四谷エ リアにおいて、これまで無かった高 機能・大型オフィスを供給し、地域 1月に施設建築物「コモレ四谷」の │ の新たな魅力の創出と賑わい交流 拠点の形成を実現した。また、敷地 全体に基準の1.5倍以上の緑地空間 を整備することで、大規模グリーン インフラの構築を実現した。

> 「日本橋横山町・馬喰町問屋街地 区(東京都中央区) においては、時 代の変遷により商環境が変化する 文化を継承することが課題になっ ている。機構がハード・ソフトの両 面から問屋街の再生を活性化し、中 長期的・連鎖的に事業を実施するこ とにより、段階的なエリア価値の向 上を目指している。

② 地域経済の活性化とコンパク

国や地方公共団体等と緊密に連 ナ禍においても全国の地方公共団 り、機構の認知度が徐々に浸透し、 地方公共団体からの相談が着実に 増加した。また、それらの多種多様 な相談・課題に対し、地域の特性や 資源を活かすことを念頭に置き、広 域的な視点をもって、各地方公共団 体の進めるまちづくりに丁寧かつ 的確に対応した。具体的には、まち づくり関連計画の検討、官民連携に

政策立案・施策の具体化段階におけ一推進し、まちづくりの構想の立案、計 るまちづくりの構想や計画づくり、 施策の具体化等に係るコーディネー|段階的な合意形成等に係るコーディ ト及び都市再生事業を実施するこ
| ネートを実施するとともに、集約す

画づくり、施策の具体化、関係者間の べき地域への都市機能・居住の誘導、 遊休不動産や既存建物の有効活用、 機構による土地等の長期保有を含め た低未利用地の再編や老朽建物の再 整備等を実施する。

また、事業等の実施に当たっては、 国や地方公共団体の施策との連携、 民間事業者等との連携等を図りなが ら、機構が有するノウハウ・人材・ネ ットワークを活用して進める。

「長岡市中心市街地(新潟県長岡 得・保有等により市主導のまちづく りを支援・補完し、施行者として市 街地再開発事業を推進している。令 年7月には、施設が一部竣工し、先 行まちびらきを迎える予定である。 また、隣接街区においては令和2年 に土地を取得した。

「福山駅前地区(広島県福山市)」 においては、機構が取得した土地に においては、機構が策定支援を行っ おいて、民間事業者が建物のリノベトた「福山駅前再生ビジョン」の実現 ーションを行った宿泊施設が開設 | され、地元のまちづくり機運を醸成 民間事業者の初期投資や土地保有 した。また、「居心地がよく歩きたく なるまちなか」の実現に向けて、公 共空間や空き地を活用した社会実 支援している。また、公共空間や空 験を実施している。

「荒尾市街地地区(熊本県荒尾 市)」においては、土地区画整理事業 の技術支援を行い、競馬場跡地の土 地利用転換を着実に推進している。 また、市のまちづくり基本構想策定 の検討等に係る各種支援を行って いる。

よるまちづくり組織の立ち上げ等 の支援を通して、各地方公共団体が 掲げる KPI (重要業績評価指標) の 実現に寄与し、第4期中期目標期間 において128の地方公共団体の支援 を実施する見込みである。

「長岡市中心市街地(新潟県長岡 市)」においては、機動的な土地取 市)」においては、面的かつ継続的に 事業・コーディネートを実施してい る。同エリアの核となる市街地再開 発事業を着実に推進することで、市 和3年に建築工事に着手し、令和5 がまちの活性化の柱として展開し ている「まちなか型公共サービス」 の実現及び中心市街地の活性化に 貢献している。また、隣接街区で取 得した土地の活用方策を地元主導 かつ持続可能なまちづくりへの転 換に寄与するよう検討を進め、市が 目指すまちづくりの実現に貢献し ている。

> 「福山駅前地区(広島県福山市)」 に向け、機構が土地を取得・保有し、 リスクを低減することで、リノベー ションによるまちづくりの推進を き地を活用した官民連携による社 会実験を実施することで、「居心地 がよく歩きたくなるまちなか」づく りに向けた機運醸成を行い、エリア 価値の向上に寄与している。

> 「荒尾市街地地区(熊本県荒尾 市)」においては、市が掲げるウェル ネスタウンの実現に向けて、土地区 画整理事業を受託したほか、各種都 市機能立地の誘導支援やスマート シティ推進構想の実現に寄与して いる。機構のノウハウを活かして市 の目指すまちづくりの実現に貢献

ちづくり

自然災害の頻発化・甚大化、密集 ことが必要である。

する脆弱性の克服のため、密集市街 | 対策を推進する。 地等の防災対策の推進が必要な区域 密集市街地の整備改善に当たって た取組を推進すること。

また、マンションの管理者等からしする。 の委託を受けた場合において、老朽 化等により除却する必要のある分譲 地方公共団体等に対して、東日本大 マンションの再生に向けたコーディ|震災における復旧・復興支援等から

③防災性向上による安全・安心なま ③ 防災性向上による安全・安心な まちづくり

都市災害に対する脆弱性の克服、 市街地の存在、南海トラフ地震、首 自然災害が発生した場合における被 都直下地震等の発生の危険性の高ま│害の最小化及び都市機能の安定的な り等災害に係る課題が存在してお|継続性の確保を図るため、地方公共 り、大規模な自然災害等が発生した 団体等を支援し、密集市街地等の防 場合における都市の人的被害・経済 | 災対策の推進が必要な区域において 的被害の最小化や都市機能の安定的│は、地方公共団体等と連携の上、道 な継続性の確保を図るため、地方公 | 路・防災公園等のインフラ整備、老朽 共団体等を支援し、必要な措置があ 化したマンション等住宅・建築物の らかじめ講じられた防災性向上によし更新などによる耐震化、ターミナル る安全・安心なまちづくりを進める|駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物 資等を確保した災害に強い拠点の整 このため、機構は、都市災害に対し備など、都市の防災性の向上や減災

において、地方公共団体等と連携し、は、協議会や計画策定への支援、避難 都市の防災性の向上と減災対策を推し路等及びこれと一体的な沿道市街地 進するとともに、東日本大震災にお の整備、土地取得等を通じた老朽木 ける復旧・復興支援等でこれまで培 | 造建築物の更新等による不燃化促進 ってきた経験・実績を活かし、南海 | や従前居住者用賃貸住宅の整備に加 トラフ地震対策等の事前防災に向け | え、生活支援機能の導入等の住環境 の向上も含めた総合的な取組を推進

また、南海トラフ地震等に備える

長野県においては、機構が立ち上 したプラットフォーム「信州地域デ ザインセンター (UDC 信州) | が令和 元年度に設立された。機構も構成員 として参画し、県と連携しながら県 内市町のまちづくり支援を実施し ているほか、長野県に職員を派遣し て UDC 信州に係る施策を全面的にバ ックアップしている。

まちづくり

安全・安心なまちづくりを推進す 役割分担の下、密集市街地の整備改 善や事前防災まちづくりを積極的 に推進した。

自治体の要請を受け、多様な事業メ の政策上の課題や優先順位等の問 事業メニューを活用した支援を行 が進んでいなかったが、地方公共団 大きく貢献した。 体の意欲等を足掛かりとして密集 目標期間において全国19エリア(首 都圏 17 エリア、関西圏 2 エリア) に て事業を実施した。

また、南海トラフ地震対策等の事 れている中で、第4期中期目標期間 において、和歌山県や高知県等にて 各種支援を実施した。

具体事例は以下のとおり。

「東池袋エリア (東京都豊島区)」 においては、防災公園街区整備事業 | においては、防災公園の整備を通し や密集市街地整備といった複数の | た広域防災拠点の形成や密集市街

し、首長からも高い評価を受けてい

長野県においては、全国初の広域 げ支援を行った、公・民・学が連携 型 UDC である UDC 信州について立ち 上げの段階から支援し、現在に至る まで構成員として参画している。設 立以降33エリア53プロジェクトを 支援し(令和3年度末時点)、県が目 指す地域特性を生かした魅力的な まちづくりの推進に寄与している。

③ 防災性向上による安全・安心な 3 防災性向上による安全・安心な まちづくり

都市災害対策として防災性向上 るため、地方公共団体等との適切なしや減災対策等を推進するため、密集 市街地では、地方公共団体等との適 切な連携・役割分担のもと、老朽木 造住宅の密集による建物倒壊や延 首都圏では 23 区を中心に多数の |焼の危険性の高さ、狭隘な地区内道 路による住民の避難や緊急車両の ニューを活用した密集市街地改善 | 進入の困難さ等の地区の特性によ を推進した。関西圏においては、他│って異なる課題に寄り添い、多様な 題上、東京都と比べ密集市街地改善しうことで、整備改善・不燃化促進に

また、東日本大震災における復興 市街地改善に着手した。第4期中期 | 支援等から得た経験を踏まえ、南海 トラフ地震による津波被害を想定 した事前防災まちづくりの支援も 推進した。

これらの結果、防災性向上による 前防災まちづくりの推進が求めら一安全・安心なまちづくりに関し、第 4期中期目標期間において50の地 方公共団体の支援を実施する見込 みである。

「東池袋エリア(東京都豊島区)」

ネートを実施すること。 得た経験を踏まえた計画策定や避難 手法を活用して、区と連携してまち 地整備の促進を通じて、まちの安全 施設の配置などに係る支援を通じて づくりを推進している。機構が整備 性向上を実現している。また、防災 事前防災まちづくりを促進する。 したとしまみどりの防災公園(イ 公園の整備にあたっては、首都圏初 ケ・サンパーク)は令和2年に全面 の Park-PFI を導入した計画立案の マンションの管理者等からの委託 を受けた場合には、老朽化等により 開園したほか、隣接する密集市街地 実施や、隣接街区への大学誘致等賑 除却する必要のある分譲マンション において整備した従前居住者用賃 わい創出を通じた地域価値の向上 の再生に向けたコーディネートを実 貸住宅は令和3年に完成した。 を実現し、まちの複数課題の解消に 施する。 貢献している。 「弥生町三丁目周辺地区(東京都 「弥生町三丁目周辺地区(東京都 中野区) においては、木密エリア不 中野区)」においては、狭隘道路と木 燃化促進事業による機動的な土地 造建築物が集積しており、発災時の 取得や主要生活道路の整備等、地区 市街地火災等の危険性が高くなっ の特性に応じた多様な施策を実施 ていた。機構が区と協働のうえ、多 して、安全・安心まちづくりを推進 様なメニューを活用した総合的な した。特に、機構が実施した土地区 支援を行うことで、区の目指す防災 画整理事業と従前居住者用賃貸住 まちづくりを推進し、密集市街地の 早期改善及び安全性の向上に貢献 宅の整備完了を迎えた令和元年に は、弥生町三丁目地区まちびらき式 の開催に至った。 「大和川左岸エリア(大阪府堺 「大和川左岸エリア(大阪府堺 市) においては、洪水対策を進める 市) においては、洪水対策を進める 国家的プロジェクトとして高規格 高規格堤防整備が行われており、ま 堤防整備が行われている。機構はこ たこれに併せて令和元年度まで高 れと連携した土地区画整理事業を 速道路の整備が行われていたとこ 施行者として着実に推進している。 ろ。機構は当エリアの整備に初期段 また、令和4年度には、行政からの | 階から参画し、これらと連携した土 要請に基づき土地取得を行った。 地区画整理事業を着実に推進して いる。また、高規格堤防整備への活 用を目的とした土地取得を行うな ど、国家的プロジェクトと一体化し た安全・安心まちづくりの推進によ り、地域の防災・減災に寄与してい 「美波町(徳島県美波町)」におい 「美波町(徳島県美波町)」におい ては、町と締結した協力協定に基づ ては、安全・安心な暮らしを実現す き、高台での公園整備等の技術支援 る防災への施策とサテライトオフ を行ってきた。また、令和3年度に ィスの誘致をはじめとする過疎地 は地元における技術支援の拠点等 域振興の施策が推進されている。機 として活用するサテライトオフィ 構は、ノウハウを活かした技術支援 スをオープンした。 を通じて津波防災まちづくりを推 進するとともに、サテライトオフィ

		スの設置により市の目指す過疎地	
		域活性化への貢献を企図している。	
		以上により、第4期中期目標計画	
		における所期の目標を十分に達成	
		すると見込まれるため、B評定とす	
これまでの経験や専門知識を活か		る。	
しつつ、都市政策上の課題解決に資			
する都市再生を推進するため、中期			
目標期間中に 330 地区においてコー			
ディネート及び事業を実施し、中期			
目標期間以降も含めて、将来的に1			
兆 8,000 億円規模の民間建築投資を			
誘発し、3兆6,000 億円規模の経済			
波及効果を見込む。			

4.	その他参考情報	

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I 国民に対して提供するサー	ービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき	措置	
1 政策的意義の高い都市	市再生等の推進		
(2) 災害からの復旧	旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	都市再生機構法第 11 条等
当該項目の重要度、難易度(困難度) -	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	

# 2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット (	(アウトカム)	情報						②主要なインプット情報(則	オ務情報及び人員	(に関する情報)			
指標等	達成目標	基準値	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度		R 1年度	R 2年度	R3年度	R 4 年度	R 5年度
		(前中期目標											
		期間最終年度											
		値等)											
機構の働きかけによる													
啓発活動の実施回数	50 回	_	10 回	10 回	10 回	10 回	_	予算額 (百万円)	122, 463	133, 795	99, 907	69, 348	
(計画値)													
機構の働きかけによる													
啓発活動の実施回数	_	_	27 回	18 回	34 回	37 回	_	決算額 (百万円)	112, 424	101, 046	70, 383	76, 643	
(実績値)													
達成率	_	_	270%	180%	340%	370%	_	経常費用 (百万円)	171, 372	122, 341	98, 801	61, 582	
复旧・復興に資する機構													
との関係構築を行った	50 EI H		10 🖽 🗠	10 1714	10 🖽 🗠	10 🖽 🗠		タングスロンナ (アファロ)	7,005	47, 070	6.004	7 154	
地方公共団体の数	50 団体	_	10 団体	10 団体	10 団体	10 団体	_	経常利益(百万円)	7, 835	47, 270	6, 284	7, 154	
(計画値)													
复旧・復興に資する機構													
との関係構築を行った			10 17 14	10 🖽 🗠	1 4 1 1 1	10 11111		<b>たポーコ (アナロ)</b>	171 10	100.000	00.000	01 550	
地方公共団体の数	_	_	18 団体	13 団体	14 団体	13 団体	_	行政コスト(百万円)	171, 49	122, 638	98, 939	61, 779	
(実績値)													
達成率	_	_	180%	130%	140%	130%	_	従事人員数(人)	752	773	782	785	

注)主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計	画、業務実績、中期目標期間評価に係る	る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務力	で臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(2) 災害からの復旧・復興支援	(2) 災害からの復旧・復興支援	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>I-1-(2)	評定	評定
南海トラフ地震や首都直下地震、	南海トラフ地震や首都直下地震、	・機構の働きかけによる啓発活動の	<主な定量的な指標>	評定: A		
豪雨災害等の大規模な自然災害等が	豪雨災害等の大規模な自然災害等が	実施回数 50回	・機構の働きかけによる啓発活動の			
発生するおそれのあるなか、大規模	発生するおそれのあるなか、国、関係	・復旧・復興に資する機構との関係構	実施回数	<評価の概要>		
な自然災害等が発生した場合におけ	機関との連携の強化を図り、地方公	築を行った地方公共団体の数	(令和4年度末時点) 116回	① 災害からの復旧支援		
る被災地域の復旧・復興を円滑に実	共団体等に対し機構の事前防災及び	50 団体	(令和5年度末時点見込) 126回	災害からの復旧支援においては、		
施することが必要である。	復旧・復興支援に係る啓発活動を行		・復旧・復興に資する機構との関係	発災前や直後から、地方整備局への		
このため、機構は、東日本大震災に	うとともに、災害発生時には地方公	<その他の指標>	構築を行った地方公共団体等の	リエゾン派遣や内閣府・国土交通		
おける復旧・復興支援等でこれまで	共団体に対して、東日本大震災にお	・被災地方公共団体への被災建築物	数	省・地方整備局へのメール等による		
培ってきた経験・実績や保有する専	ける復旧・復興支援等から得た経験	応急危険度判定士、被災宅地危険度	(令和4年度末時点) 58 団体	情報収集を迅速に実施し、大規模災		
門性、ノウハウを活かし、次の取組を	を活かした積極的な支援を行う。	判定士、応急仮設住宅建設支援要員	(令和5年度末時点見込)68団体	害時には職員のべ182人・日による		
行うこと。		その他職員派遣数	<その他の指標>	支援を実施したほか、被災者向けに		
・災害が発生した場合において、復		・被災地方公共団体との間で締結し	・被災地方公共団体への支援職員の	UR賃貸住宅を提供した。令和3年		
旧・復興を促進するため、国等から		た発災後支援に係る協定等の件数	派遣数	7月の大雨では静岡県熱海市、令和		
の要請・依頼に応じ、発災後の初動		・災害発生に伴い被災地方公共団体	(令和4年度末時点) 182人・日	4年8月3日からの大雨では山形県		
対応、復興に係るコーディネート		から要請を受けた災害復興等のコ	(令和5年度末時点見込)182人・	飯豊町からお礼状を受領するなど、		
等に積極的に取り組むこと。		ーディネート及び事業(災害発生に	日	被災者の早期生活再建に寄与した。		
・災害発生時の迅速な対応が可能と		伴い被災地方公共団体からの要請	・災害発生時の迅速かつ円滑な復			
なるよう、人材の育成、ノウハウの		に基づく市街地整備、災害公営住宅	旧・復興支援のための機構職員に	② 災害からの復興支援		
蓄積・継承を行うとともに、復旧・		の建設等)の実施地区数等	対する訓練、研修等の実施回数	平成 28 年熊本地震における災害		
復興支援に取り組むことができる		・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・	(令和4年度末時点) 31回	公営住宅の円滑な整備及び土地区		
機構の組織体制を構築すること。		復興支援のための機構職員に対す	(令和5年度末時点見込)34回	画整理事業の円滑な推進に向けた		
・地方公共団体等における人材の育	① 災害からの復旧支援	る訓練、研修等の実施回数	① 災害からの復旧支援	- 人的支援のほか、平成 28 年台風第		
成、ノウハウの醸成、復旧・復興へ	災害が発生した際には、窓口を通		発災前や直後から関係機関へ被	10 号により被災した岩手県岩泉町		
の対応能力の向上を図るため、事	じた情報収集や支援準備等初動対応	<評価の視点>	害状況や支援の有無に関する情報	や糸魚川市駅北大火のあった新潟		
前防災、復旧支援及び復興支援に	を図る。また、国等からの要請・依頼	・災害発生時には、地方公共団体に対	収集を行い、要請に応じて住宅局リ	県糸魚川市における復興まちづく		
係る研修や啓発活動、復旧・復興に	に応じて、危険度判定士や応急仮設	して、東日本大震災における復旧・	エゾンや住家の被害認定業務支援	りのための人的支援を適切に実施		
資する機構と地方公共団体等との	住宅建設支援要員の派遣等の支援を	復興支援等から得た経験を生かし	要員等を派遣し、被災者へUR賃貸	した。長野県佐久地域における災害		
関係構築を行うこと。	迅速に行うとともに、応急借上げ住	た積極的な支援を行ったか。	住宅を迅速に提供した。	復旧工事マネジメント業務におい		
	   宅としてのUR賃貸住宅(機構が供	・国・関係機関との連携の強化を図	具体的には、令和元年東日本台風	ては、機構が各会議体等を通じて多		
	   給し、管理する賃貸住宅をいう。以下	り、地方公共団体等に対して事前防	において、国土交通省住宅局リエゾ	数の関係者の災害復旧工事の課題		
	   同じ。) の貸与や応急仮設住宅の建設	災及び復旧・復興支援に係る啓発活	ンとして長野県へ2名体制で、住家	や資材調達に関する情報を集約・共		
	   用地の提供等を行う。	動を行ったか。	の被害認定支援職員を長野市へ2	有し、長野県知事から円滑な復旧工		
			名体制で、のべ59人・日の職員を派			
			遣するとともに、被災者向けに 220			
			戸のUR賃貸住宅を提供(うち28戸			
		旧・復興に資する関係を構築した		た災害復旧支援に係る勉強会にお		
		か。		ける成果をリーフレットとしてと		
		·	2			

した連携協定に基づき、令和2年7 か、国土交通省が主催する「市町村 月豪雨、令和3年福島県沖地震、令 における災害復旧事業の円滑な実 和3年7月1日からの大雨、令和3 | 施のためのガイドライン検討会」に 年8月の大雨、令和4年福島県沖地 │おいて、好事例として紹介された。 震、令和4年8月3日からの大雨に おいて支援を実施した。令和4年8 | 川流域治水推進室」への技術的支援 月3日からの大雨においては、同業 においては、「治水とまちづくり連 務説明会での説明実施後も現地に|携計画」策定への貢献により同推進 留まり、山形県と調整の上で、機構 | 室から感謝状を受領した。大洗町へ に個別支援を求めていた飯豊町に一の相談対応においては、これまでの 対して初めて機構単独で同業務の|機構の支援に対し感謝の意を表さ 調査計画策定支援を実施した。

## ② 災害からの復興支援

平成 28 年熊本地震においては、 年3月までに機構が整備した全 12 た支援を実施した。 地区 453 戸が完成した。益城町にお いては、震災復興土地区画整理事業 | ③ 発災時の円滑な対応に向けた の施行者である熊本県と平成 30 年 | 活動 4月に締結した協定に基づき、職員 指定公共機関に指定され、地方公 2名を県の復興事務所に派遣し、同 | 共団体等に対して積極的な支援を 事業の円滑な推進に向けた技術的「行うために、災害対応支援要員の登 な助言等を実施した。また、平成28 録制度や災害復旧支援対応マニュ 年台風第 10 号により被災した岩手 | アルの制定、内閣府との連携協定締 県岩泉町や糸魚川市駅北大火のあ | 結、支社への人員配置等による体制 った新潟県糸魚川市への職員派遣 の整備を実施した。また、災害発生 を継続し、復興まちづくりに係る技|時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援 術提供等の支援を行った。

佐久地域において、国や県、市等の 災害時に円滑に対応できる体制を 多様な主体が発注する道路・河川・│強化している。 橋梁・上下水道等の1,200箇所を超 クション・マネジメントの経験を基 づくり支援に関する協定」を締結 | のニーズに対応して実施し、第4期

ては、令和2年6月に内閣府と締結 りまとめ、普及活動に活用したほ

流域治水への対応として、「江の れ、「URの継続的な支援に関する 要請文」を令和5年1月に受領の |上、令和5年2月に法改正後初とな 4市町と協定を締結して災害公営 | る防災集団移転事業の受委託契約 住宅の円滑な整備を支援し、令和2 を締結し、同町の事業の推進に向け

のための機構職員に対する訓練、研 令和元年東日本台風では、長野県 | 修等を34回実施する見込みであり、

啓発活動では、東日本大震災の教 える復旧工事を迅速かつ円滑に実 | 訓等についての講義や災害復旧工 施するため、機構の東日本大震災か | 事マネジメント業務についての講 らの復興支援におけるコンストラ | 義、住家の被害認定業務説明会にお ける講義、被災宅地危険度判定講習 に、長野県や佐久市等と「長野県佐 | 会における講義、内閣府が主催する 久地域における災害復旧・復興まち | 研修における講義等を関係構築先

これまでの復興支援の経験を活か し、国等からの要請・依頼があった場 合は、復興に係るコーディネート等 積極的な支援を行う。

② 災害からの復興支援

また、平成28年熊本地震にかかる 災害公営住宅の建設等については、 被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ 適切に実施する。

し、多種多様な復旧工事間の横断的 中期目標期間の計画値を大きく上 な調整(以下「災害復旧工事マネジ 回る126回(計画値対比252%)の啓 メント業務」という。)を令和3年9 | 発活動を行う見込みであり、地方公 月まで実施した。令和3年度は学識 | 共団体等の災害対応力向上への寄 経験者等による「佐久地域を例とし」与を目指している。 た災害復旧支援に係る勉強会」を設 関係構築については、地方整備局 置し、令和4年3月に本業務の効果 や過去の被災県や南海トラフ巨大 や他地域での活用に向けた留意点 地震被害想定エリアに位置する都 等をとりまとめたリーフレットを | 道府県等を中心に 68 団体 (計画値 作成し記者発表した。また、令和3 対比 136%) と新規の関係構築を進 年度から国土交通省が実施する「市」める見込みであり、既に関係を構築 町村における災害復旧事業の円滑している団体のニーズに対応した な実施のためのガイドライン検討「研修や講義の実施、また共同研究の 会」に委員として参画するととも|継続等により復旧・復興に資する機 に、同勉強会の成果を提供し、令和 構との連携を強化している。 4年度にはガイドライン及びeラー ニング資料に掲載された。 以上により、災害の頻発化・激甚 令和3年度に流域治水関連法が 化や大規模地震発生に関するリス 整備され、防集法(防災のための集 / ク増加、地方公共団体の災害対応力 団移転促進事業に係る国の財政上 | 不足という社会課題に対して、これ の特別措置に関する法律)と機構法 までの復旧・復興やまちづくり、災 の改正により、機構は全国の地方公│害対応支援における知見を活用し 共団体からの委託による防災集団 | た啓発活動や関係構築により対応 移転促進事業の実施が可能となっ し、量及び質ともに第4期中期目標 た。令和3年4月、江の川水系にお 計画における所期の目標を大きく いては、国・島根県・広島県・沿川 上回る成果をあげた点を考慮し、A 市町により設置された「江の川流域 | 評定とする。 治水推進室」と機構の間で河川整備 とまちづくりの一体的推進を目的 とした覚書を交換し、技術的支援を 開始した。機構は沿川市町や地元の 意向を踏まえた指針作成を支援し、 同推進室は令和4年3月に「治水と まちづくり連携計画 (江の川中下流 域マスタープラン)【第1版】」を全 国に先駆けて策定・公表した。令和 4年度は地区別計画の策定及び事 業推進等の支援を実施した。 また、治水対策に課題を抱える地 方公共団体からの相談対応を開始

し、令和5年2月、茨城県大洗町(那

珂川水系涸沼川) と機構は法改正後 初となる防災集団移転促進事業の 受委託契約を締結し、まちづくりや 事業推進に向けた助言や同事業の 計画立案や大臣同意に向けた国と の調整等の支援等を実施していく 見込み。 ③ 発災時の円滑な対応に向けた活 ③ 発災時の円滑な対応に向けた活 災害の発生に備え、内部研修等を 令和元年7月に災害対策基本法 通じて復旧・復興支援に対応できる に基づく指定公共機関に指定され、 人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を 機構の災害対応支援に関する法的 図るとともに、災害発生時に復旧や な立場が明確になり、発災後は速や 復興初動期の支援を迅速に実施でき かに被災地へ支援職員を派遣でき る機構内の体制を確保する。 るよう、約600名の職員を災害対応 また、地方公共団体等における人 支援要員として予め指名登録した。 材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復 令和2年4月には本社・中部・西日 興への対応能力の向上を図るため、 本・九州支社に災害対応支援に関す これまでの復旧・復興支援の経験を る専属組織を設置し、令和3年4月 活かし、地方公共団体等に対し、事前 から近年豪雨災害が頻発している 防災、復旧支援及びコンストラクシ 九州支社に人員を配置したほか、令 ョン・マネジメント方式(CM方式) 和4年6月に「復興初動期計画調整 を含む復興支援に係る研修や啓発活 マニュアル」を改訂し、大規模災害 動を 50 回実施することに加え、50 団 発生時に、より迅速かつ円滑に復興 体の地方公共団体等と、関係部局間 支援を行うための手続きを明確化 における連絡体制の構築等復旧・復 した。また、発災に備えた訓練とし 興に資する関係を構築する。 て、本社総合災害対応訓練を実施し たほか、近畿地方整備局主催の発災 時初動対応訓練等への参加や全国 被災建築物応急危険度判定協議会 主催の被災建築物応急危険度判定 連絡訓練に連動した機構内部訓練 の実施等で体制を整備した。 人材育成やノウハウの蓄積・継承 については、住家の被害認定業務研 修や危険度判定士養成研修などの 災害対応支援要員を育成・登録する 研修の実施、近畿市町村災害復旧相 互支援機構への派遣候補者向け研

修への参加、また令和4年度からは 復興事業研修、大規模造成工事人材

		育成研修を実施した。なお、発災に		
		備えた研修以外にも、地区防災計画		
		に関するパネルディスカッション		
		や災害対応全般に対する研修等、新		
		規の研修を企画・実施した。		
		事前防災、復旧及び復興支援に係		
		る啓発活動については、災害復旧工		
		事マネジメント業務から得られた		
		知見や東日本大震災の教訓等を活		
		用し、内容の充実を図った。令和4		
		年度以降は、機構独自に開発した		
		「復興まちづくりケースメソッド		
		演習」や機構が主催する初の防災を		
		テーマとした「UR防災セミナー」		
		を開催するなど、計21回の啓発活動		
		において、東日本大震災の教訓等を		
		活用した。		
		また、内閣府主催の「防災スペシ		
		ャリスト養成研修」において密集市		
		街地整備事業の講義を、「地区防災		
		計画研修会」において地区防災計画		
		策定支援経験についての講義を実		
		施し、東北地方整備局主催の会議体		
		において、防災集団移転促進事業に		
		係る知見等の講義を実施するなど、		
		機構の都市再生や賃貸住宅管理業		
		務等で得られた経験や知見を活用		
		した啓発活動を実施した。		
		復旧・復興に資する関係構築につ		
		いては、全国の地方整備局や都道府		
		県等を中心に発災時の連絡体制を		
		構築するとともに、平時における相		
		互の災害対応力の向上に関する意		
		見交換を実施した。また、関係構築		
		済団体に対しても、各団体のニーズ		
		に合わせた研修等の提供や共同研		
		究等を実施し、互いの強みを活かし		
		た連携を強化した。		
<u>'</u>	•		 	

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I 国民に対して提供す	るサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき	措置				
1 政策的意義の高	い都市再生等の推進					
1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3)都市開発の海外展開支援						
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	都市再生機構法第11条2項6号等			
当該項目の重要度、難易度 (困難度)	_	関連する政策評価・行政事業レビュー				

# 2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(	(アウトカム)	情報						②主要なインプット情報(見	財務情報及び人員	員に関する情報)			
指標等	達成目標	基準値	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4 年度	R 5年度		R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4 年度	R 5年度
		(前中期目標											
		期間最終年度											
		値等)											
海外の都市開発事業等													
に関して締結した協定・	10 件	_	2件	2件	2件	2件	_	予算額(百万円)	122, 463	133, 795	99, 907	69, 348	
覚書の件数	10 17		2 17	217	217	217		)´昇俄(日刀门)	122, 403	155, 795	99, 907	09, 340	
(計画値)													
海外の都市開発事業等													
に関して締結した協定・	_	_	2件	3件	2件	2件	_	決算額(百万円)	112, 424	101, 046	70, 383	76, 643	
覚書の件数			2 17	O IT	2 17	2		八并识(日7月17	112, 424	101, 040	10, 303	70,043	
(実績値)													
達成率	_	_	100%	150%	100%	100%	_	経常費用 (百万円)	171, 372	122, 341	98, 801	61, 582	-
								経常利益 (百万円)	7, 835	47, 270	6, 284	7, 154	-
								行政コスト(百万円)	171, 49	122, 638	98, 939	61, 779	-
								従事人員数 (人)	34	39	43	42	-

注)主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計	画、業務実績、中期目標期間評価に係る	ら自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実	経績・自己評価		主務大臣	による評価	
			業務実績	自己評価	(見)	入評価)	(期間実	績評価)
(3)都市開発展開支援	(3)都市開発の海外展開支援	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>I-1-(3)	評定		評定	
海外社会資本事業への我が国事業	民間投資を喚起し持続可能な成長	・海外の都市開発事業等に関して締	<主な定量的な指標>	評定:B		<u>.</u>		
者の参入の促進を図るための基本的	を生み出すための我が国の成長戦	結した協定・覚書の件数 10件	・海外の都市開発事業等に関して締					
な方針において、海外における都市	略・国際展開戦略の一環として、海外		結した協定・覚書の件数	<評価の概要>				
開発事業について、機構に対して、	社会資本事業への我が国事業者の参	<その他の指標>	(令和4年度末時点) 9件	各国の機関との関係構築を進め、				
公的機関としての中立性や交渉力、	入の促進に関する法律 (平成30年法	・機構の海外展開支援に関係する研	(令和5年度末時点見込)11件	関係構築は順調に進展し、令和5年				
国内業務を通じて蓄積された技術や	律第40号) 第6条に規定する業務に	修・視察の受入れ件数		度末までに 11 件の覚書を交換する				
ノウハウを活用し、案件形成の川上	ついて、同法第3条の規定に基づき		<その他の指標>	見込みである。				
段階から積極的に関与することが求	国土交通大臣が定める海外社会資本	<評価の視点>	・機構の海外展開支援に関係する研	オーストラリアでは、機構初とな				
められている。	事業への我が国事業者の参入の促進	・海外の都市開発事業への我が国事	修・視察の受入れ件数	る海外機関からのマスタープラン				
このため、機構は、海外の都市開発	を図るための基本的な方針(平成 30	業者の参入を促進するため、民間	(令和4年度末時点) 143件	作成支援業務を受託した。また、先				
事業への我が国事業者の参入を促進	年国土交通省告示第1066号)に従い、	企業単独での参入が困難な大規模	(令和5年度末時点見込) 172件	行開発エリアへの日本企業の現地				
するため、民間企業単独での参入が	海外の都市開発事業への我が国事業	な都市開発の事業等について、関		視察を通じ、案件参画への日本企業				
困難な大規模な都市開発の事業等に	者の参入の促進を図る。具体的には、	係府省、我が国事業者等と相互に	これらの指標の達成のため、下記	の入札に向け、着実な支援を推進し				
ついて、関係府省、我が国事業者等	民間企業単独での参入が困難な大規	連携を図りながら協力し、地区開	の施策を推進した。	ている。				
と相互に連携を図りながら協力し、	模な都市開発の事業等について、地	発マスタープラン策定等の業務を	・オーストラリアでは、現地事務所	また、オーストラリア以外の各国				
地区開発マスタープラン策定等のコ	区開発マスタープランの策定等の業	行うとともに、業務に必要な人材	を開設し、豪州政府との関係構築	関係機関との案件組成のための具				
ーディネートを行うとともに、業務	務を行う。そのほか、我が国事業者等	の確保・育成を行ったか。	を図りつつ、アドバイザリー業務	体的な検討も推進した。				
に必要な人材の確保・育成を行うこ	の連携体制構築支援や海外展開に当		の受託等新規案件の発掘を推進	さらに、個別案件での WG 組成や				
と。	たっての技術支援、専門家派遣等の		した。	日本企業連絡会の設置等の各種の				
	人的支援を行う。また、そのために必		・タイでは、GtoG 案件組成の推進力	企画立案により、我が国事業者の参				
	要な情報収集及び人材の確保・育成		として、段階的開発ビジョンやリ	入を促進するための環境整備を進				
	を図る。		ーディングプロジェクトを提案	めている。				
	これらの実施に当たっては、機構		した。	機構の海外展開支援に関係する				
	がこれまで蓄積してきた都市開発の		・インドネシアやオーストラリアで	研修・視察については、海外にいる				
	ノウハウ等を活用しつつ、関係府省、		は複数のカウンターパートと関	政府関係者や民間企業等に対して				
	我が国事業者及び関係公的機関との		係構築を進め、現地カウンターパ	着実に機構や日本の知見を紹介し				
	連携を推進し、効果的に我が国事業		ートに対し機構のノウハウを PR	た。				
	者の参入を促進し、10件の海外の都		した。					
	市開発事業等の協定・覚書を締結す		・ベトナムでは現地企業と日本企業	以上により、第4期中期目標計画				
	る。		との民民マッチングを実施した。	における所期の目標を十分に達成				
			・GtoG での案件構築を推進するた	すると見込まれるため、B評定とす				
			め、日 ASEAN スマートシティネッ	る。				
			トワークハイレベル会合の企画					
			立案、二国間会合・官民協議会等					
			へ参加した。					
			・JICAの専門家派遣を通じた案件組					
			成、相手国政府支援を実施した。					

・J-CODE の推進体制見直しと活動改		
革を通じた民間企業支援体制の		
強化した。		

4. その他参考情報		
無し		